

佐賀県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 佐賀県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、障害福祉人材確保・職場環境改善等事業実施要綱（令和7年2月19日付け障発0219第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、障害児支援人材確保・職場環境改善等事業実施要綱（令和7年2月26日付けこ支障第38号こども家庭庁支援局長通知）（以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、福祉・介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、障害福祉現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援を目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、実施要綱別紙1表1に掲げるサービスタイプの事業所等であって、基準月において、福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。以下「処遇改善加算」という。）を取得しており、かつ、第5条の要件を満たす事業所等を運営する者（以下「補助事業者」という。）を交付対象とする。

基準月は、原則として、令和6年12月とする。当該月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、補助事業者の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる。ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和7年4月末日までに生じ、令和7年5月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。

また、基準月において処遇改善加算を取得していない場合であっても、令和7年4月15日までに令和7年度の処遇改善加算の取得に係る体制届出をしていれば、本事業の対象とする。

なお、第7条の計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている事業所、令和7年4月以降に開設する新規事業所、指定基準上、福祉・介護職員が配置されていない実施要綱別紙1表2に掲げる相談支援事業所は、本事業の対象外とする。

2 本事業を活用して賃金改善を行う場合の対象者は、本事業の対象となる事業所等に勤務する福祉・介護職員とする。事業所等において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。

(交付額の算出方法)

第4条 補助金の交付額は、実施要綱5の規定により算出された額とする。

(交付要件)

第5条 補助事業者は、実施要綱6の規定により、職場環境改善等に向けて、次のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していなければならない。

- (1) 福祉・介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
- (2) 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
- (3) 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

(対象経費)

第6条 この補助金は、実施要綱7の規定により、次の経費に充てることができる。

(1) 職場環境改善経費

補助事業者は、補助額に相当する職場環境改善の取組の経費に充てることができる。当該経費には、間接業務に従事する者等を募集するための経費及び処遇改善加算の職場環境等要件の更なる実施など、職場環境改善等のための様々な取組を実施するための研修費等の経費が含まれる。厚生労働省が実施する障害福祉分野の介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費及びこども家庭庁が実施する地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業の対象経費に充当することはできない。

(2) 人件費

補助事業者は、補助金に相当する福祉・介護職員等（福祉・介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象とする事業所等については、その他の職員を含む。以下同じ。）の人件費（手当、賞与等（退職手当を除く。）以下同じ。）の改善に充てることができる。ベースアップ（賃金表の改定により基本給又は毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう。）に充てるときは、各種の生産性向上・職場環境改善等の取組の効果により、持続的な賃上げ余力が生じることを見越して、それまでの間のつなぎの原資に充てる場合に限り可能とする。

なお、補助事業者は、補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、人件費の改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準を

いう。以下同じ。)を低下させてはならない。

また、補助事業者は、当該事業所における人件費の改善を行う方法等について職員に周知するとともに、職員から当該事業に係る人件費の改善に関する照会があった場合には、当該職員に係る人件費の改善内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答すること。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助事業者は、知事が別に定める日までに障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等補助金計画書(別紙様式2。以下「計画書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、計画書に変更(実施要綱8(4)に定められた場合に限る。)があった場合は、変更に係る届出書(別紙様式4)を用いて、知事に変更の届出を行わなければならない。その際、実施要綱8(4)①から②に定める様式についても届け出ること。

3 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする時は、前項の計画書を提出したうえで、知事に申請しなければならない。

4 前項の申請については、補助事業者が交付対象月及び振込先口座等の補助金の算定に必要な情報を佐賀県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に提供することに同意する旨を記載した計画書を提出することにより、代えることができる。

5 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(交付条件)

第8条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法、令、規則、実施要綱及び本要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

(5) 消費税を対象経費に含めることはできない。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第

77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付決定)

第9条 知事は、第7条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事又は国保連が、補助金の支払額通知書を補助事業者に送付する場合においては、前項の通知は支払額通知書をもって代えるものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定又は変更交付決定の日から起算して10日以内とする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、知事が別に定める日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1か月以内)までに、障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等補助金実績報告書(別紙様式3。以下「実績報告書」という。)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(概算払の請求)

第13条 この補助金は概算払で交付するものとし、概算払を受けようとする補助事業者は、知事に請求しなければならない。この請求については、第7条の規定による申請を行うことにより、代えることができる。

(是正のための措置)

第14条 知事は、報告を受けた補助事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、規則第14条第1項の規定により、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第15条 知事は、規則第16条の規定により、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他の補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他の法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- 2 補助事業者が第8条第2項及び第3項に該当すると判明したときは前項の規定を準用する。
- 3 前項の規定は、規則第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、既に交付された補助金の一部または全部を返還させることができる。

- (1) 交付要綱に定める要件を満たさない場合
 - (2) 前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合
 - (3) 虚偽または不正の手段により補助金を受けた場合
- 2 知事は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。当該補助事業者は、命じられた返還額を知事の定める期限内に返還しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月14日から施行する。